

香料の健康被害に関する調査・研究や香料自粛に関する意見書

近年の「香り」ブームの中、香料入りの柔軟仕上げ剤や消臭剤等により深刻な健康被害を受ける人が急増しています。2017年、日本消費者連盟が開設した「香害110番」には213件もの苦情や悲鳴が寄せられ、新たな公害である「香害」を社会問題と捉え、香料の必要性を疑問視する報道も行われています。日本では業界による自主規制はあるものの具体的な法的規制がなく、香料によって引き起こされるさまざまな症状に苦しむ人の多くが問題の解決に困難を感じています。

欧州連合（EU）は化粧品規制でアレルゲンであることが明白な26種類について物質名を表示するように定め、配合量も規制しています。日本においても、消費者が健康で安心して暮らすため、まずは実態把握や香料の健康被害に関する調査・研究を行うなど香料の規制に向けて取り組みを進めるべきです。また、学校を含む公共施設において芳香剤や消臭剤を置かないことを徹底することも必要です。

よって、国及び政府におかれましては、下記の事項を実施するよう求めます。

記

- 1 「香害」で苦しむ人がいることを周知徹底し、ポスターなどで香料自粛に向けた啓発を行うこと。
- 2 香料の健康被害に関する調査・研究を行い、法的規制について検討すること。
- 3 学校を含む公共施設等に芳香剤や消臭剤を置かないことを徹底すること。
- 4 国民生活センターに被害の状況に合わせた専用窓口を設置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成30年12月17日

名取市議会議長 丹野 政喜

内閣総理大臣 殿

文部科学大臣 殿

厚生労働大臣 殿

経済産業大臣 殿

内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全） 殿